

第8号議案

平成30年度芦屋市^{打出}芦屋_{芦屋}財産区共有財産会計補正予算（第1号）

平成30年度芦屋市の^{打出}芦屋_{芦屋}財産区共有財産会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成31年2月19日提出

芦屋市^{打出}芦屋_{芦屋}財産区共有財産管理者

芦屋市長 山 中 健

第 1 表 繰

款	項
0 1 財産区総務費	0 1 財産区総務管理費
合	

越 明 許 費

(単位 千円)

事 業 名	金 額
土砂災害特別警戒区域対策事業	20,067
計	20,067

平成30年度芦屋市^{打出}財産区共有財産会計（第1号）の繰越明許費の内容
芦屋

(単位 千円)

事業名	現計予算額 (3月補正後)	繰越明許費	主な内容
土砂災害特別警戒区域対策事業	22,745	20,067	委託料
合計	22,745	20,067	